

2026年4月1日

参加学生ご家族等関係者 各位

医学系研究科長・医学部長 石井 優

海外研修中の不慮の事故等に対する責任について

大阪大学大学院医学系研究科は、海外派遣プログラムへの参加を推奨しています。短期間ではありますが、同プログラムを実施することにより、海外で研鑽を積み、多くのことを得て頂けるものと確信しております。

大阪大学からは、海外での研修期間中、直接、教職員を研修先に派遣することはできませんが、大阪大学大学院医学系研究科が恒常的に現地での連絡や危機管理にあたり医学系研究科長を筆頭に海外研修期間中の危機管理体制（「緊急時連絡網（様式 1）」参照）を整え、安全と実習成果を生む環境作りに、可能な限りの配慮をいたします。

しかしながら、主催者側にとっては不可抗力としかいえない災害や事故、参加者自身の故意又は不注意により生じた事故等、あるいは所持品の紛失等に対しては、賠償その他の責任を負うことはできませんのであらかじめご了承ください。また、当然のことながら、本人の自由行動中の事故に関しても、その責任を負うことはいたしかねます。なお、団体行動を離れて渡航及び帰国する場合は、本人の自由行動とみなされます。

また、日本では身近でない感染症の蔓延等が想定されることもありますので、感染防止の対応には万全を期しますが、各種感染症、特に熱帯・亜熱帯地域特有の危険性があることをご承知置きください。ことにぜんそく、糖尿病、その他の慢性的な疾患をお持ちの方が感染した場合、重篤な症状に陥りやすいとされておりますので、ご家族等関係の皆様におかれましてもご留意くださるようお願いいたします。

なお、本研修に関しましては、万一の事故に備え、参加者全員に学生教育研究災害障害保険ならびに海外旅行者傷害保険に加入していただくとともに、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（EAJ）が提供する派遣留学生危機管理サービス（OSSMA）にも加入していただきます。航空機の事故に対しては、国際航空協定に準拠して補償されます。

以上の点をご了承いただいた上で、本研修への参加にご協力を賜われますようお願い申し上げます。つきましては、別紙誓約書をご一読していただき、ご理解いただいたうえでご署名・ご捺印をお願いいたします。また学生本人より医学系研究科教務課教務係にご提出くださるようお願いいたします。

誓約書

大阪大学医学部／大阪大学大学院医学系研究科 医学部長／研究科長 殿

私は、大阪大学大学院医学系研究科が実施する海外派遣プログラムにおいて海外渡航するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 研修参加中は、大阪大学が派遣する学生であることを自覚し、学生としての品位と矜持をもって行動するとともに、研修先の大学の規則を守り、学業に精励すること。
2. 研修期間を満了すること。
3. 研修先の国の法令を遵守し、社会秩序に反しないこと。
4. 学生教育研究災害障害保険ならびに海外旅行者傷害保険に加入すること。
5. 日本国籍の学生は、「たびレジ」に必ず登録すること。外国籍の学生は、母国の大使館又は領事館の指示に従うこと。
6. 日本エマージェンシーアシスタンス株式会社 (EAJ) が提供する派遣留学生危機管理サービス (OSSMA) に加入すること。
7. プログラム又は大阪大学が定める居住先がある場合には、その居住先に滞在すること。
8. 自己の責任において危機管理を行うこと。
9. 研修参加中の自然災害、テロ災害、航空機等交通機関に関わる事故並びに前記以外の人為的、不慮不可抗力による事故、あるいは本人の故意又は不注意による事故（本人の持病に起因するものを含む）によって生じた結果について、大阪大学に対し損害賠償請求をしないこと。
10. 研修先において、大規模自然災害、政治・経済・社会的な危機、各種感染症の蔓延等の危機的状況が発生し、本国外務省等の政府関連機関から退避勧告等が発出された場合は、派遣学生の生命・身体に及ぶ危険の度合いを勘案し、大阪大学が研修の延期・中止や帰国の勧告等を行う場合があるが、これによって生じた結果について、大阪大学に対し損害賠償請求をしないこと。
11. 研修先において、傷病（精神疾患含む）やその他の理由により、研修継続に耐えられないと大阪大学が判断した場合は、大阪大学が研修の延期・中止や帰国の勧告等を行う場合があるが、これによって生じた結果について、大阪大学に対し損害賠償請求をしないこと。
12. 参加費用を納入した後であっても、本誓約書第1～7条に記載された事項に正当な理由なく違反した場合や、その他派遣学生として適切でない行為が発覚した場合は、大阪大学が研修参加の許可取消或いは帰国の指示を行うことがあるが、このことについて不服申し立てをしないこと。また、この場合納入した参加費用は返金請求できないことに同意すること。
13. 大阪大学や派遣先機関の指導・管理が及ばない個人的な行動に起因する事故、疾病及びそれに伴う損害が発生した場合には、本人と保証人の責任とすること。
14. 研修期間中、研修国以外の第三国への出国は、予定されているプログラムに支障がなく、大阪大学担当者への報告が完了し、了解が得られた場合のみとする。
15. やむを得ない事情により、団体を離れて帰国する場合は、事前に大阪大学医学部／大学院医学系研究科のプログラム担当者に相談すること。

年 月 日

学部／研究科・学年

学 籍 番 号

氏 名 （ 署 名 ）

保証人は、本人の意思を確認したうえで、上記の者が、研修参加者となることに同意し、上記のことを遵守させることを保証します。

年 月 日

保 証 人 住 所

保証人氏名（署名）

印

参加学生との続柄